

青島エリア魅力創出事業（青島本島ライトアップ） ドローンショー実施業務プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務は、「青島エリア魅力創出事業（青島本島ライトアップ）」※1 期間中において、青島の夜間における集客コンテンツとして、最新のドローン技術を用いた光と音楽のショーを実施し、来場者の満足度向上及び滞在時間の延長を図ることを目的とする。

※1 青島本島ライトアップ概要

日 時：9月18日～11月29日（金・土・日・祝日に開催）

18:00～21:00（9月のみ18:30～）

場 所：トロピカルロード及び弥生橋から青島神社エリア

概 要：該当エリアのライトアップ 青島神社夜間解放 ※一部有料

昨年度来場者数：約7,000名

2. 業務の概要

件 名： 青島エリア魅力創出事業（青島本島ライトアップ）ドローンショー実施業務

実施場所： 宮崎市青島 （飛行想定エリア：青島海岸周辺 離発着場：現地確認後決定）

履行期間： 契約締結日から令和8年12月25日（金）まで

ドローンショー実施日及び予備日（予定）

実 施 日： 令和8年11月21日（土）

予 備 日： 令和8年11月22日（日）及び23日（月）

担 当： 公益社団法人宮崎市観光協会（担当：本吉）

3. 提案限度額

8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 公募型プロポーザルとする理由

本業務は、単に夜空に図形や文字を描く一般的なドローンショーにとどまらず、青島独自の文化的景観や神話的世界観と融合し、他では体験できないような演出空間を創出することを目的とする。これを実現するためには、航空法等に基づく厳格な安全管理体制はもとより、自然と音楽と光が融合した没入感の高い演出プログラム、及び青島の地域特性を最大限に活かした卓越したデザイン・技術力が不可欠であるため、価格競争ではなく、提案者の企画力・演出性・技術力を総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

5. 募集スケジュール

実施内容	期日等
(1) 公募開始	令和8年8月26日(水)
(2) 質問の受付締切	令和8年8月31日(月) 正午
(3) 質問への回答	令和8年9月1日(火)
(4) 提案書提出締切	令和8年9月8日(火) 17:15 必着
(5) 審査結果通知	令和8年9月11日(金) までに通知予定

6. 参加資格要件

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に該当しないこと。
- (3) 航空法に基づく無人航空機の飛行に係る国土交通大臣の許可・承認を適正に取得できる体制を有すること。
- (4) 過去に屋外における 300 機以上を活用したドローンショーを実施した実績を有すること。

7. 参加申し込みの手続き

(1) 提出書類

提出書類名		提出上の注意
①	参加申込書（様式第 1 号）	契約時に使用する印鑑を押印すること。※電子印可
②	法人概要（様式第 2 号）	
③	商業登記事項証明書（写し可）	法務局で発行する商業登記事項証明書（発行 3 か月以内）
④	誓約書兼同意書（様式第 3 号）	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に基づく誓約書を提出すること。
⑤	業務実績（様式第 4 号）	・過去 5 年間の同種の業務実績と成果を具体的な数値を含め記載すること。 ・契約書の写し等を添付すること。 ・契約書の写しがない場合は、契約関係を証するもの（請書・納品書・請求書・領収書の写し及び振込が確認できる書類（通帳の写し等）の両方）を添付すること。
⑥	企画提案書（任意様式）	・正本は「署名入り PDF」、副本は「署名なし PDF」とする。 ・「8. 提案書の記載内容」を参考に作成すること。
⑦	実施体制（様式第 5 号）	
⑧	見積書（任意様式）	・積算内訳を明記すること。 ・悪天候等による事業中止・延期時に係るキャンセルポリシー（キャンセル料規定）を明記すること。

(2) 提出方法

メール提出

送付先：motoyoshi-y@miyazaki-city.tourism.or.jp

(3) 提出期限

令和 8 年 9 月 8 日（火） 17:15 必着

8. 提案書の記載内容

以下の内容を記載すること

ドローンショー企画案

- ①企画コンセプト・演出ストーリー・BGM とのタイムコード連携について
- ②使用機体数・演出時間について
- ③演出絵コンテ（アニメーションデザイン案）について
- ④全体スケジュール（準備・リハーサル・本番・撤去等の工程）について
- ⑤悪天候等における中止・順延判断基準について
- ⑥航空法等に基づく許認可申請及び関係機関（警察、海上保安庁等）との調整計画について
- ⑦事故・不測の事態に備えた賠償責任保険等の加入計画について

9. 質問及び回答

(1) 質問方法

質問書（様式第 6 号）をメールで提出すること。

(2) 回答方法

協会ホームページに掲載する。

掲載 URL : <https://www.miyazaki-city.tourism.or.jp/>

10. 審査方法

(1) 審査基準

別紙「青島エリア魅力創出事業（青島本島ライトアップ）ドローンショー実施業務委託に関する提案審査基準」に基づき評価する。

(2) 選定方法

選定委員が評価項目ごとに採点し、合計点（100 点満点）が最も高い事業者を受託候補者として決定する。

(3) 失格要件

虚偽記載、見積限度額超過、審査の公平性を害する行為等

11. 選定結果の通知・公表

選定結果はメール及び文書で通知する。

9 月 11 日（金）に、受託候補者名・点数等を公表する。

12. 契約

(1) 契約の締結

選定された受託候補者と当協会との間で、委託内容及び経費等について詳細な調整を行い、合意に至った場合に契約を締結する。

(2) その他

①契約代金の支払いは、原則として業務完了後の検査を経て、受注者からの適法な請求に基づき行うものとする。

②受託候補者に選定された後、やむを得ない事情により契約を締結しない場合は、速やかにその理由を明記した辞退届を提出しなければならない。この場合、次順位の者を繰り上げて受託候補者としてすることができる。

13. その他

(1) 業務の再委託

本業務の一部を第三者に再委託しようとする場合は、あらかじめ協議し、書面による承諾を得なければならない。

(2) 提出書類の取扱い

①提出された書類は返却しない。

②提出後の書類の訂正・差替えは認めない。ただし、当協会が特に指示した場合はこの限りではない。

③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者の選定以外の目的では使用しない。

(3) 参加にあたっての留意事項

①本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、参加事業者の負担とする。

②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、速やかに辞退届を提出しなければならない。

③企画提案書及び見積書は、1 事業者につき 1 提案に限るものとする。

④提案事業者が 1 者のみであっても、選定委員会において審査を行い、受託候補者としての適否を決定する。